

各 位

令和 4 年 2 月
経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組についてのお願い

平素より経済産業行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
プラスチックは経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきた一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった、地球規模の課題が深刻さを増しております。こうした背景を踏まえ、令和 3 年の第 204 回通常国会において、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、同年 6 月に公布されました。

プラスチック資源循環促進法は、多様な物品に利用されているプラスチックについて、プラスチックの資源循環の促進等を図るため、①プラスチック使用製品の環境配慮設計、②特定プラスチック使用製品の使用の合理化、③プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度の創設等、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、そして排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチック使用製品のライフサイクル全般での対策を講じる内容となっております。

このプラスチック資源循環促進法が、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、下記のとおりプラスチック資源循環促進法の施行に向けた準備を進めていただきますよう、会員の皆様への周知にご協力の程、よろしくごお願い申し上げます。

記

(1) プラスチック資源循環促進法の施行に向けたご対応のお願いについて

事業者の皆様が取り組むべき内容や事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度等について、プラスチック資源循環の特設ホームページに制度の内容をまとめたパンフレット等を掲載しております。

また、事業者の皆様向けのお問い合わせ窓口を、令和 4 年 2 月 24 日（木）から 9 月 30 日（金）まで開設する予定ですので、会員の皆様へのご周知をお願いします。

(2) 政府主催の制度説明会のご案内について

令和 4 年 3 月上旬から中旬にかけて、事業者の皆様を対象とした政府主催の制度説明会をオンラインで開催いたしますので、会員の皆様へのご周知をお願いします。

<開催日時>

【第 1 回】令和 4 年 3 月 3 日（木） 10:00～ 12:00（120 分）

【第 2 回】令和 4 年 3 月 3 日（木） 14:00～ 16:00（120 分）

- 【第3回】令和4年3月9日（水） 10:00～ 12:00（120分）
【第4回】令和4年3月9日（水） 14:00～ 16:00（120分）
【第5回】令和4年3月14日（月） 10:00～ 12:00（120分）
【第6回】令和4年3月14日（月） 14:00～ 16:00（120分）

（3）広報物のご案内について

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、制度内容を解説したパンフレットや店頭でご利用いただけるポスター等の広報物を作成しておりますので、是非ご活用ください。広報物については、プラスチック資源循環の特設ホームページに掲載する予定ですので、会員の皆様へのご周知をお願いします。

（4）広報物の配布希望についてについて

別紙に記載している、「ガイドライン」及び「ポスター①、②（それぞれA1、A2サイズ）」について、経済産業省からご希望の業界団体等の皆様に配布をさせていただきます。別添（Excel ファイル）に必要部数や送付先等の情報を記載の上、3月1日（火）までにご連絡ください。

<各種問い合わせ先（コールセンター）>

○受付期間 令和4年2月24日（木）～9月30日（金）

※月～金曜日（土・日・祝日除く） 9:00～18:15

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-005117

<プラスチック資源循環の特設ホームページ>

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

以上